

# 仙南・仙塩広域水道高区・低区連絡管整備事業に係る大規模事業評価「評価書」の要旨

平成25年1月28日

宮 城 県

行政活動の評価に関する条例第10条第1項及び同施行規則第21条の規定に基づき、仙南・仙塩広域水道高区・低区連絡管整備事業に係る大規模事業評価の「評価書」を作成した。その要旨については、次のとおりである。

## 1 対象事業名

仙南・仙塩広域水道高区・低区連絡管整備事業

## 2 事業の概要

本事業は、仙南・仙塩広域水道用水供給事業における仙塩地区への送水管（高区系）と仙南地区への送水管（低区系）に連絡管を設置する事業である。

仙南・仙塩広域水道用水供給事業は七ヶ宿ダムを水源とし、白石市内にある南部山浄水場から、仙台市をはじめとする17市町へ水道用水を供給する事業である。

浄水場からは高区系と低区系の2方向に送水を行っているが、それぞれが単一方向の管路で構成されている。現在、日量20万 $m^3$ の水道用水を供給しており、一時的であっても送水を停止出来ない状況にあるが、送水管路の漏水事故や今後必要となる管路更新時には送水を継続する機能がない状態である。よって、漏水事故が発生し断水期間が長期化すれば、受水市町等に及ぼす影響は甚大となる。

これらの理由により、安定供給を確保するためのバックアップ機能を強化するため高区系・低区系をつなぐ連絡管を整備するものである。

### [参考]

予 定 地：村田町菅生～名取市愛島笠島地内

建 設 費：90.3億円

事業規模

【管路延長】L=8.3km

【布設工法】トンネル工法・開削工法など

【計画送水量】Q=83,800 $m^3$ /日

【主要構造物】調整池：1箇所

【管路口径】 $\phi$ 800mm～ $\phi$ 1200mm

事業期間：平成25年度から平成32年度まで

## 3 県民生活及び社会経済情勢に対する効果並びにその把握の方法

連絡管整備により、大規模地震及び軟弱地盤地帯での漏水事故や、今後の管路更新時においても水道水の安定供給を継続することが可能となる。なお、事業実施の効果については、大規模事業評価の基準に従い、定性的、定量的に分析し、把握した。

## 4 評価の経緯

平成24年10月17日に宮城県行政評価委員会に諮問し、同委員会大規模事業評価部会において「評価調書」をもとに2回の審議が行われ、同委員会及び同委員会大規模事業評価部会から平成24年12月17日に答申を受けた。また、この間に県民意見聴取を実施したが、意見は無かった。

## 5 行政評価委員会の意見

答申では、「事業を実施することは妥当と認める。」とされ、評価書を作成するに当たり検討すべき事項として1点の意見が付された。

## 6 評価の結果

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会での2回にわたる審議と同委員会及び同委員会大規模事業評価部会からの答申並びに県民意見聴取の結果を踏まえ、本事業について、行政活動の評価に関する条例施行規則第17条第1項に定める基準に基づき評価を行った結果、本事業は、大規模地震及び軟弱地盤地帯での漏水事故への対応や、今後の管路更新時においても送水停止リスクの低減が見込まれていることから、本事業を実施することは適切であると判断した（評価結果の詳しい内容については、「評価書」を参照）。

なお、同委員会及び同委員会大規模事業評価部会からの答申内容（評価書を作成するに当たり検討すべき事項）に対する県としての検討結果は、評価書に記載した。